

社会福祉法人 川棚町社会福祉協議会
役職員等で非常勤の者の
費用弁償並びに手当に関する規程

制定 平成3年12月11日

第1条 川棚町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の業務のため出席する本会の役員及び役職員以外の者（以下「役職員等」という。）で非常勤の者に費用弁償並びに手当として別表のとおり支給する。

ただし、川棚町の副町長、又は一般職の職員が役職員等を兼ねる場合は、これを支給しないものとする。

第2条 役職員等が本会業務のため旅行したときは、その旅行について川棚町社会福祉協議会旅費支給規程により、費用弁償として旅費を支給する。

附 則

1. この規程は、平成4年1月1日から施行する。
2. この規程は、平成5年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成15年4月1日から施行する。（別表改正）
5. この規程は、平成20年4月1日から施行する。（別表改正）
6. この規程は、平成29年4月1日から施行する。（別表改正）
7. この規程は、平成31年4月1日から施行する。（別表改正）

別 表

区 分	手 当	・ 費 用 弁 償 の 額
役員・評議員が理事会、評議員会に出席した時	1 回	4,000円
監事による監査	1 回	7,000円
評議員選任委員	1 回	4,000円
心配ごと相談員	1 回	4,000円
法人後見運営委員	1 回	4,000円
三資金調査委員及び福祉資金審査委員	1 回	4,000円
会長の求めに応じ出席した者	1 回	4,000円
会 長 手 当	月 額	20,000円
副 会 長 手 当	月 額	10,000円